

給実甲第 1 3 7 6 号

令和 8 年 2 月 2 7 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 5 7 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 5 7 6 号（給与簿等の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 3 勤務時間報告書 1～3 (略) 4 超勤代休時間に勤務した場合 においては当該超勤代休時間の 指定に代えられた超過勤務手当 の支給に係る超過勤務の時間の 属する年月を、次に掲げる場合 においてはその旨をそれぞれ勤	第 3 勤務時間報告書 1～3 (略) 4 超勤代休時間に勤務した場合 においては当該超勤代休時間の 指定に代えられた超過勤務手当 の支給に係る超過勤務の時間の 属する年月を、次に掲げる場合 においてはその旨をそれぞれ勤

務時間報告書に備考として記入する。

一～四 (略)

五 人事院規則 9—7 (俸給等の支給) 第 7 条の規定により俸給の特別調整額、本府省業務調整手当若しくは専門スタッフ職調整手当が支給されないこととなった場合又は人事院規則 9—24 (通勤手当) 第 24 条の規定により通勤手当が支給されないこととなった場合

5 (略)

第 4 職員別給与簿

1 (略)

2 規則第 7 条に規定する人事の事務を担当する者 (以下「人事事務担当者」という。) は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度文書で給与事務担当者に通知しなければならない。

一～四 (略)

五 俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手

務時間報告書に備考として記入する。

一～四 (略)

五 人事院規則 9—7 (俸給等の支給) 第 7 条の規定により俸給の特別調整額、本府省業務調整手当若しくは専門スタッフ職調整手当が支給されないこととなった場合又は人事院規則 9—24 (通勤手当) 第 21 条の規定により通勤手当が支給されないこととなった場合

5 (略)

第 4 職員別給与簿

1 (略)

2 規則第 7 条に規定する人事の事務を担当する者 (以下「人事事務担当者」という。) は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度文書で給与事務担当者に通知しなければならない。

一～四 (略)

五 俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手

当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第14条の規定による手当を含む。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び国際平和協力手当並びにその他法令の規定により支給される給与に関する事項（支給率、手当額、支給開始年月日、変更年月日等）

六（略）

3～7（略）

第8 給与簿の検査に係る調書等

給与簿の検査は、次に掲げる調書等により確認して行うものとする。

一 初任給決定調書

次に掲げる事項その他の初任給の決定の過程を明らかにする

当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第14条の規定による手当を含む。）、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び国際平和協力手当並びにその他法令の規定により支給される給与に関する事項（支給率、手当額、支給開始年月日、変更年月日等）

六（略）

3～7（略）

第8 給与簿の検査に係る調書等

給与簿の検査は、次に掲げる調書等により確認して行うものとする。

一 初任給決定調書

次に掲げる事項その他の初任給の決定の過程を明らかにする

ために必要と認められる事項を
記載したもの

イ・ロ (略)

ハ 経験年数による調整の過程

二～八 (略)

ために必要と認められる事項を
記載したもの

イ・ロ (略)

ハ 学歴免許等の資格又は経験
年数による調整の過程

二～八 (略)

別表第3

給与支給明細書

給与期間	支給年月日		
組織・所属			
職員番号			
氏名			
俸給表	級	号俸	

当給与期間分	返納・追給分	控除額	当給与期間分	返納・追給分
俸給支給額		共済短期掛金		
		介護掛金		
		子ども・子育て支援掛金		
加給額		退職等年金掛金		
俸給の特別調整額		厚生年金保険料		
本府省業務調整手当		健康保険料		
第一種初任給調整手当		介護保険料		
第二種初任給調整手当		子ども・子育て支援金		
扶養手当		雇用保険料		
地域手当等		税		
広域異動手当		所得税		
住居手当		住民税		
通勤手当		税		
単身赴任手当		税		
在宅勤務等手当		税		
特殊勤務手当		税		
特勤勤務手当		税		
特勤勤務手当に準ずる手当		税		
超過勤務手当等		税		
宿日直手当		税		
管理職員特別勤務手当		税		
期末手当		税		
勤勉手当		税		
寒冷地手当		税		
その他		税		
給与支給総額		現金支給額		
		振込額1		
		振込額2		
		手渡額		

減額	時間	等級	月額
減給			
超過勤務時間数等	夜勤25		
	休日135		
	超勤100		
	超勤125		
	超勤135		
	超勤150		
	超勤160		
	超勤175		
	金額		
	代休50		
	代休25		
	代休15		
	代休勤務50		
	代休勤務25		
	代休勤務15		
	加減額		

別表第3

給与支給明細書

給与期間	支給年月日		
組織・所属			
職員番号			
氏名			
俸給表	級	号俸	

当給与期間分	返納・追給分	控除額	当給与期間分	返納・追給分
俸給支給額		共済短期掛金		
		介護掛金		
		退職等年金掛金		
加給額		厚生年金保険料		
俸給の特別調整額		健康保険料		
本府省業務調整手当		介護保険料		
初任給調整手当		子ども・子育て支援金		
扶養手当		雇用保険料		
地域手当等		税		
広域異動手当		所得税		
住居手当		住民税		
通勤手当		税		
単身赴任手当		税		
在宅勤務等手当		税		
特殊勤務手当		税		
特勤勤務手当		税		
特勤勤務手当に準ずる手当		税		
超過勤務手当等		税		
宿日直手当		税		
管理職員特別勤務手当		税		
期末手当		税		
勤勉手当		税		
寒冷地手当		税		
その他		税		
給与支給総額		現金支給額		
		振込額1		
		振込額2		
		手渡額		

減額	時間	等級	月額
減給			
超過勤務時間数等	夜勤25		
	休日135		
	超勤100		
	超勤125		
	超勤135		
	超勤150		
	超勤160		
	超勤175		
	金額		
	代休50		
	代休25		
	代休15		
	代休勤務50		
	代休勤務25		
	代休勤務15		
	加減額		

以 上